

京都府営水道の供給料金等に関する条例の一部を改正する条例案の概要

令和 2 年 2 月
府 民 環 境 部

1 改正趣旨

府営水道の経営状況等を踏まえ、令和 2 年度から供給料金を改定し、府営水道の健全な経営及び安心・安全な給水体制の両立を維持する。

2 主な改正内容

(1) 令和 2 年度から供給料金を次のとおり改正

(単位：円／ m^3 、税抜き)

	建設負担料金		使用料金		超過料金	
	現 行	次 期	現 行	次 期	現 行	次 期
宇治市、城陽市、八幡市、久御山町（宇治系）	4 4	5 5	2 0	2 8	1 6 4	2 0 2
京田辺市、木津川市、精華町（木津系）	6 6				2 1 9	
向日市、長岡京市、大山崎町（乙訓系）						

(2) ただし、令和 2、3 年度に限り、建設負担料金については、宇治系市町の負担を軽減するため、次のとおり経過措置を実施

(単位：円／ m^3 、税抜き)

	～R1 (現行)	R2	R3	R4～
宇治系	4 4	4 4	5 0	5 5
木津・乙訓系	6 6	5 7	5 7	

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日